

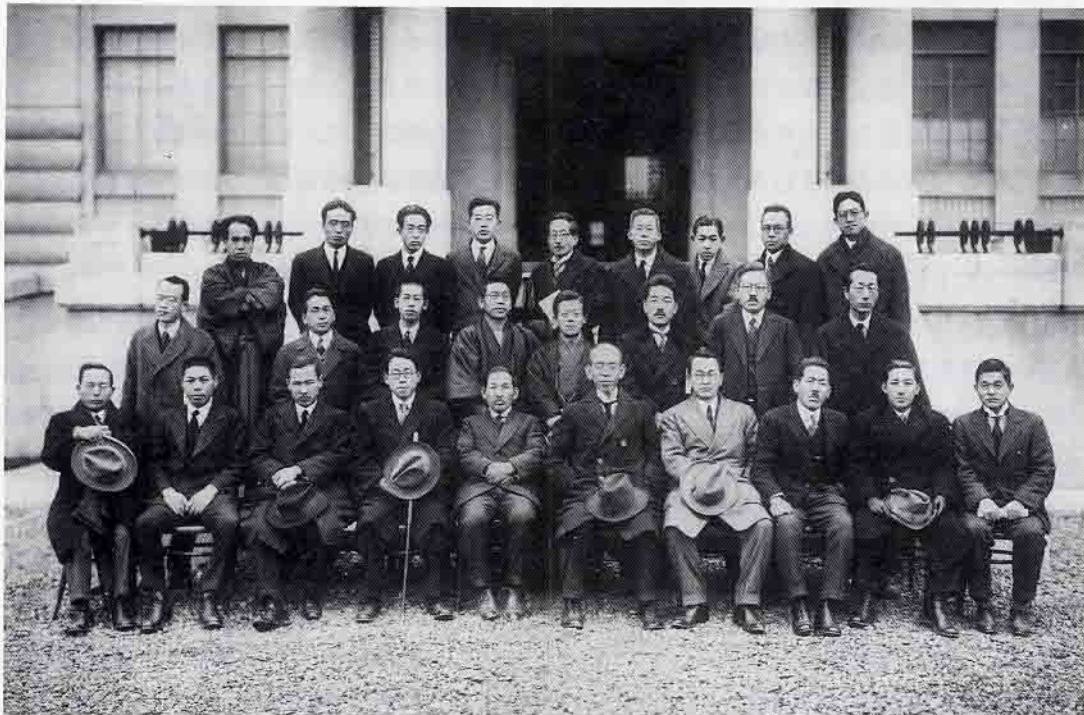
# 九州大学

# 大学史料室ニュース

第13号 1999. 3. 20

## 目 次

情報公開と公文書館の役割……………	2
史料紹介(9)……………	5
九州大学史料収集・保存に関する委員会名簿…	7
九州大学大学史料室名簿……………	7
受贈図書一覧……………	7
大学史料室日誌抄録……………	8



創設期の法文学部教官(1928年頃。於法文学部本館前)

1928年(昭和3)3月1日、法文学部第1回卒業記念に際して作られた『九州帝国大学法文学部概況』に所収する法文学部教官の写真である。『法文学部概況』については、後頁の「史料紹介(9)」でも紹介するが、同概況が作成された当時の法文学部は、「法科内訌事件」の最中にあつた。同事件で休職(のち退職)になった法科6教官の姿が見えないので、休職処分が出た1927年11月22日から翌年2月頃にかけて撮影されたものと思われる。このうち1928年3月のいわゆる3・15事件で退職になる石濱知行・向坂逸郎(最後列左から1・2人目)のほかに、1930年(昭和5)までに3人の教授が転任・退官した。創立初期における法文学部教官の集合写真として貴重なものである。

# 情報公開と公文書館の役割

今 里 滋

## 情報“公開”制度の発展

政府による情報公開とは、広義には、政府が管理している情報を市民をはじめその外部にいる者が認識し操作できる状態に置くことである。だから、その具体的形態は実に多様なものとなり、行政組織に対してその組織が保有する情報の開示を義務づける狭義の情報公開だけでなく、情報提供(パブリシティ)や行政広報もここに含まれてくることになる。

一般に、情報公開というと、ひところマスコミを騒がせたように、役所の際際費や旅費に関する公文書の公開を、情報公開条例を根拠に裁判所に訴え、行政の秘密主義の壁を打ち破るという“華々しい”側面がクローズアップされがちである。もちろん、情報公開制度の持つそうした行政統制的機能もまた重要であることはいうまでもない。また、この面での制度の発展は著しく、国の情報公開法や近時の新しい自治体情報公開条例にみられるように、組織共用文書やデジタル情報の公開等、公文書の公開範囲はどんどん拡大する傾向にある。

ただ、世界的に見ると、日本の、とくに国レベルの情報公開制度は、情報公開法が何とか20世紀内に成立したとはいえ、相当に遅れている。それだけ、情報公開の制度化の前に立ち塞がる官僚制の壁が高く分厚いことを意味しているのだが、わが国と対照的なのがアメリカである。アメリカでは、1990年代に入って、行政情報管理と行政情報公開は相互に関連するものと位置づけられるようになっていた。そのことを明示したのが1993年にクリントン政権が発表した全国情報基盤構想(National Information Infrastructure Initiative= NII)であった。<sup>1)</sup>この構想では、「情報は民主シーの通貨である」という第3代大統領T.ジェファソンの言葉を引用しつつ、①公衆の政府情報への

電子的アクセスの向上、②政府情報配付のための基盤整備、③政府情報への市民アクセスの充実といった5つの行動指針が提起され、実行に移されている。重要なのは、この構想に基づいて事務処理削減法(Paperwork Reduction Act = PRA)、情報自由法(Freedom of Information Act = FOIA)がそれぞれ1995年と1996年に改正されたことである。この結果、それまで二次的とされてきた配付型サービスが、アクセス型サービスと並んで、国民が政府情報入手する主要な手段として一段と整備拡充されることとなった。具体的には、日本国内であってもアクロバット等のファイル型式で印刷イメージのまま目的の政府文書をダウンロードできるようになった。1996年には電子的情報自由法が制定され、行政情報管理と行政情報公開の電子化が両者の融合へ向けて進みつつあるのが、アメリカの現状である。<sup>2)</sup>

## 米国の図書館・公文書館

しかし、いくら情報公開の電子化が進んだところで図書館ないし公文書館の政府情報公開に果たす役割が没却されるわけではない。現実的であるかどうかはともかく、書物をはじめとする紙媒体が完全にデジタル情報に置き換えられない限り、公文書館は市民の知る権利や情報公開制度を支える社会の柱石として機能し続けて行くであろう。だが、それはあくまで社会や市民が図書館等にそうした役割を積極的に付与した上での話である。図書館等に政府情報公開の機能が備わっていなければ、そこが民主主義を担う「情報を持った市民」の活動拠点となることもないのである。世界的に見て、その点で進んでいる国の一つはやはりアメリカではなからうか。アメリカでは、市民の知る権利を保障する上で、寄託図書館制度(Depository Library)と政府印刷局(Government Printing Office)の果たしてきた役割が大きい。寄託図書館の制度

(the Federal Depository Library Program = FDLP) は、FOIAが制定される100年以上前にすでにその基礎が構築されていた。<sup>3)</sup> まさしく、「130年以上わたって、寄託図書館は、連邦政府からの情報を収集し、整理し、管理保存し、利用者を援助することで、市民の知る権利を保障してきたのである。政府印刷局は、無償で、全国の指定寄託図書館に政府情報を提供しているのである。<sup>4)</sup> しかも、寄託図書館に収められた政府情報はどのような形態であれ各地域で無料かつ公平な環境で閲覧することができる。寄託図書館には、全寄託資料を受け入れて永久に保存する義務を負う地域寄託図書館 (Regional Deposit Library) と、受入資料を選択でき一定期間を経た後に資料を破棄することができる選択寄託図書館 (Selective Deposit Library) の2種類がある。全体で1400あるうち前者は53館である。

政府情報が寄託図書館によって管理されているとはいえ、その所有権はあくまでもGPOにある。なかでもGPO内の政府刊行物管理局 (Superintendent of Documents = SuDoc) は、各寄託図書館が「政府情報に対する市民のアクセス権を保障する」という制度目的を実現しているのか監視する義務を負っている。しかも、GPOにしてもSuDocにしても、議会の印刷合同委員会 (Joint Committee on Printing = JCP) の政策、運営、監督を受ける点にわれわれは注目しなければならない。国民の代表としての立法府が、元来行政府の機関であるGPOを使ってまでして、すなわち権力分立原理と抵触する危険すら冒して、国民の知る権利や情報公開の制度的保障の責任を明確に担っているからである。<sup>5)</sup>

もちろん、「仏作って魂入れず」ではどんな立派な制度も機能しない。米国では寄託図書館をはじめ各種の図書館のライブラリアンがほぼ例外なく政府文書のアクセスに親切な支援を行ってくれることを特筆しておかねばならない。彼・彼女は『米国政府マニュアル』や『政府資料を知るための市民の権利』等の手引書を持って、たとえ外国人であれ丁寧に応対してくれる。政府資料といえ

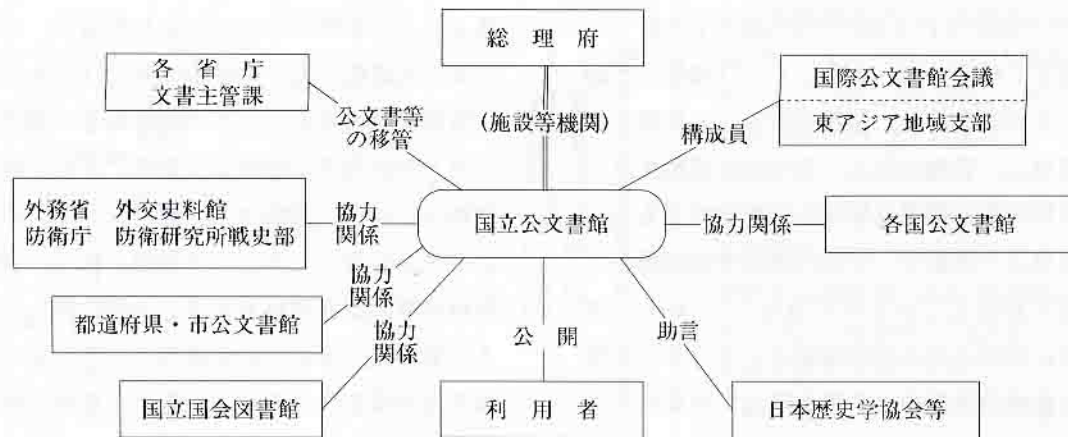
ば政府刊行物資料センターという名の書店に足を運ぶことが通例になっているわが国は、このソフト面の先進性も大いに学ぶべきではなかろうか。

情報公開の拠点としての図書館等の頂点に立つのが、かの有名な国立公文書館である。詳述する余裕はないが、同館は、首都ワシントンの本館およびメリーランドの二つの別館に加え、大統領図書館や専門公文書館を全米33か所に持っている。その資料数は推定で約40億件。フィルムだけでも30万本が保管されている。膨大な資料の中から必要な資料を探し出すに際して専門のアーキビスト (文書係) が細かく指導をしてくれるだけでなく、外国人であっても公開された写真やフィルムも自由にアクセスできる点が秀逸である。世界最高峰の美術館の一つとして名高いナショナル・ギャラリーでも、古今東西の名画中の名画がガラス・ケースに入れられることもなく目の前の壁にかけてあり、しかも、誰でも無料で自由に閲覧できる。政府情報をはじめ、公共資産へのアクセスの自由さ、その基底にある主権者としての国民への信頼の厚さと深さは、やはり建国の歴史の賜なのであろうか。

### 日本の図書館・公文書館

日本にももちろん図書館も公文書館もある。施設や内容について他の先進国にひけをとらないものが多い。とくに、国立公文書館には、新旧憲法、法律、勅令等の公布原本を始め、太政類典・公文録・公文類聚・公文雑纂等の太政官時代の公文書や旧憲法の内閣制度下における公文書等、各省庁が保存していた明治以降の公文書等約63万冊をはじめ多くの資料が一般に供覧されている。(参照、次頁図：国立公文書館の機能関連図)<sup>6)</sup>

また、1988(昭和63)年6月には公文書館の基本法ともいべき「公文書館法」が施行されている。だが、この法律にいう公文書館は「歴史資料として重要な公文書等を保存し、閲覧に供するとともに、これに関連する調査研究を行うことを目的とする施設」(第4条)であって、政府刊行物の国民一般への提供や知る権利の保障は法目的には少なくとも直接には含まれていない。



しかし、自治体の条例には、公文書館を情報公開制度の中核的施設と正面から位置づけているものがある。その代表格は、1984(昭和59)年10月に施行された川崎市公文書館条例であろう。この条例は、「公文書館を中心的施設とする統合的情報公開制度」を創設すべく、同市情報公開条例と同時並行的に市議会に上程・審議・可決されたものである。そこには、1年、3年…等の保存年限を過ぎた公文書約110,000点が所蔵され、同市情報公開制度に準じて請求者に公開されている。日本の公文書館で最古のものは1959(昭和34)年に開館した山口市文書館であるが、現在のところ情報公開制度と一体となった公文書館としてもっとも歴史が古くかつ充実しているのはこの川崎市公文書館であろう<sup>7)</sup>。建物の広さといい、コンピュータを駆使した検索システムといい、また、温度と湿度が適正に管理された書庫といい、まさに情報公開の殿堂というにふさわしい。

日本の自治体では約10分の1にあたる300以上の自治体が情報公開条例や要綱を施行している。しかし、情報公開を前提にした文書管理システムを採用し実用化している自治体はまだ少数である。まして、川崎市のような情報公開制度と一体化した、あるいは同制度実現のために建設された、公文書館を有する自治体はわずかしかない。情報公開制度は条例や法律を作っただけで終わりというものではない。米国の例でみたように、制度を日常的に実用化させる施設とそれを運用す

るソフトおよび人材が不可欠なのである。情報公開の殿堂とまではいかなくとも、少なくとも名実ともに「センター」と誇りをもって呼びうる施設が各地に出現する日の近からんことを祈りたい。

(九州大学法学部教授)

- 1) 参照、<http://metalab.unc.edu/nii/NII-Agenda-for-Action.html>。
- 2) 以上、名和小太郎「行政情報公開の電子化」(井出嘉憲他編『講座情報公開』ぎょうせい、1998年)617-623頁による。
- 3) 以下の叙述には、バゼル山本登紀子「米国における市民の知る権利と図書館」(『情報の科学と技術』47巻12号、1997年)661-663頁を参考にした。
- 4) FDLP のホームページ<http://www.access.gpo.gov/su-docs/libpro.html>による。
- 5) もちろん、このことについて憲法解釈上の争いがないわけではない。議会(JCP)では、この点を法的に明確にすべく政府印刷局法の改正が議論されている。参照、<http://www.lib.berkeley.edu/GODORT/9704eric.html#morning>。
- 6) 図は、<http://www.sorifu.go.jp/intro/kinou.html>による。
- 7) 参照、<http://www.pref.yamaguchi.jp/4monjo.htm>。
- 8) 参照、<http://www.city.kawasaki.jp/kobunshyo/index.htm>。
- 9) 日本の公文書館のリンク集として、参照、<http://nua.jimu.nagoya-u.ac.jp/link.html>。

## 九州帝国大学法文学部概況

折田悦郎

1928年(昭和3)3月1日、大学構内の第二学生集会所において、例年通り九州帝国大学の創立を記念する式典が挙行された。同年は法文学部の第1回卒業生が出る年(開学3周年)にもあたっていたので、法文学部は式典後、法文会臨時総会や懇親会を開き、翌々日の3日には学部独自の開学式を挙行した。『九州帝国大学法文学部概況』は、この法文学部の開学式を記念して刊行されたもので、式典参列者やその他の関係者に配布されたものである。

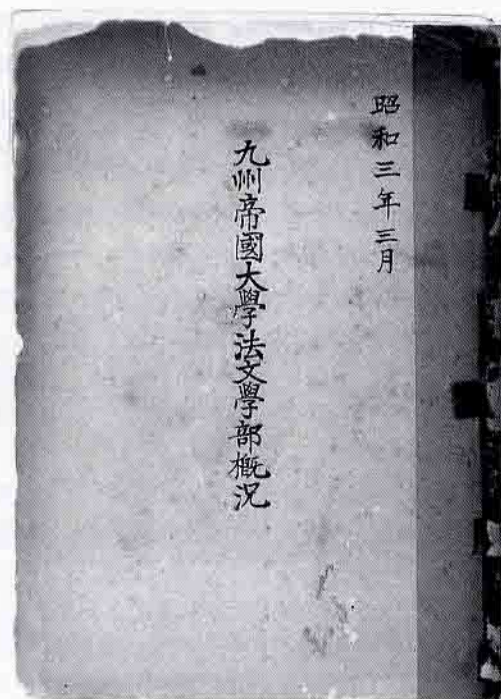
大きさは菊判(218mm×152mm)、縦1段組み52頁。巻末に「法文学部全景」～「本館屋上ノ遠景」の16枚の写真と、「九州帝国大学法文学部平面図」(次頁図)が付けられている。法文学部関係の写真としては最古の部類に属するもので、建物や研究室だけではなく、教官集合写真や法文学部と同時に建てられた附属図書館関係の写真等も収められている。「平面図」は毎年刊行される『九州帝国大学一覽』の付図より縮尺が大きく、また附属図書館や当時建築が予定されていた「大講堂敷地」なども描かれ、昭和初頭の本部地区法文系ゾーンの様子をよく知ることができる。同図に見える建物のうち、「学生集会所」と西通用門の「門衛」以外は現存しており、この点でも興味深いものがある。本『概況』の印刷は九州帝国大学印刷所で行われた。九州大学は大正末期以来独自の学内印刷所を持っており、石版、写真版、活版、コロタイプ印刷と製本を行うことができたので、同所に依頼されたものと思われる。

本文部分の目次は、「沿革略／敷地及建物／法文学部規程／講座名／職員／法文学部本館／九州帝国大学附属図書館／心理学教室／研究室／紀要／学生及生徒ニ関スル諸調査／九大法文会」という構成である。これによると、当時の法文学部は哲学哲学史第一講座(西洋近代哲学史)以下独文学(独文学)までの44講座からなり、教職員は教授27(うち在外研究中1、欧州出張中1)、助教授14(うち在外研究中3)、講師14、助手8、書記3という規模であった。

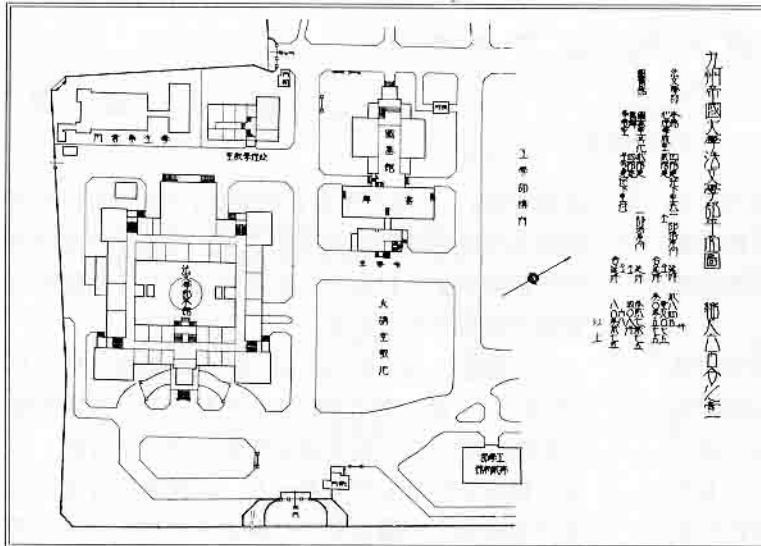
なお、法文学部開学式が行われた3月3日の夜には、福岡市記念館(因幡町)で法文学部教授植田

寿歳(演題「自然と美術家の関係」)等による九州帝国大学通俗講演会が開催され、翌4日には学内の一般開放が行われて、法文学部からも供覧用の資料が提供されている。

ところで、九州帝国大学の法文学部は、1924年(大正13)9月、勅令第224号をもって、当時政府が計画していた「高等諸学校創設及拡張計画」により創設されたものであった。同計画には帝国大学学部増設の一環として、東北および九州に文系学部を創る案が盛り込まれており、当初二大学ともに法学部を創る予定であった。しかし「拡張計画」を審議していた貴族院が、法科万能主義として批判のあった法学部の増設に反対したため、従来の法学部とは異なる新たな法文学部の設置がはかられたのである。法文学部は大正デモクラシーの風潮のなか、“法と文を結ぶ”学部として創設されたが、医、工、農という理系学部法文学部が加わったことにより、九州帝国大学の総合大学としての機能はさらに高まることとなった。法文学部の創立委員および初代学部長(事務取扱)は、天皇機関説で著名な憲法学者の美濃部達吉(東京帝国大学法学部教授)である。



『九州帝国大学法文学部概況』(昭和3年3月)



九州帝国大学法文学部平面図

このような経緯で創設された法文学部であったが、同学部の創設については地元福岡での特別な設置運動は殆ど行われなかった。この点は、激しい誘致運動が展開された医科大学・工科大学・農学部創設の場合とは対照的であり、法文学部の創設が当初から政府の主導で行われたことを物語っている(大正11年10月6日、当時の真野文二九大総長は『福岡日日新聞』紙上で「法文学部を開設すると言ふのは全く文部省の直営」云々との談話を行っている。)『九州帝国大学法文学部概況』は、その巻頭に「法文学部ノ創立ハ既設医、工、農、三学部ノソレト趣ヲ異ニシ政府ニ於ケル高等教育機関拡張計画ノ一部トシテ実現セルモノニシテ『学制五十年史』三六一頁ニ」と記し、以下『学制五十年史』の詳しい引用を行っているが、それらによればこの時の法文学部創設は、先ず第一に増大する高等学校(旧制)文科卒業生の「収容力増加ヲ図」るためのものであった。

1922年(大正11)から、法文学部の教官候補者たちは、欧米各国への在外研究に出発していった。彼らは留学先で落ち合うと、法文学部のあり方について議論を戦わし、九大西南学派の樹立について語り合ったという。1923年の冬から、工学部西側の法文学部予定地の整備が始まり、翌年4月からは学部本館の建設も開始された。

1925年(大正14)4月、法文学部の第1回の入学式が挙行されたが、入学者202名のうち、高等学校卒業生61名と学士入学13名が無試験入学者で、残り128名はいわゆる傍系入学者であった。工、農両学部につき傍系入学を認めた法文学部への傍系入学者の比率は、全入学者数の6割を越え、九大の傍系入学が、法文学部に至って数量的に拡大

したことがわかる。無試験入学者では、地元福岡高等学校の卒業生が最も多く(32名)、次いで熊本の第五高等学校(22名)、以下第七(鹿児島)・佐賀・山口高等学校(各6名)と続く。一方傍系入学者では、長崎(14名)、山口(7名)、大分(7名)等の高等商業学校や東京外国語学校(18名)の卒業生が多く、出身地別では福岡県(53名)を筆頭に、佐賀県(14名)、熊本県(11名)と、九州出身者が半数を占めていた。

第1回の入学者のなかには、2名の女子入学者の姿も見られた。帝国大学中、女子入学を最初に許可したのは、傍系入学同様、東北帝国大学理科大学であったが、九大法文学部は東北大に

次いで2番目に女子の大学入学を認めたのである。以後同学部には、毎年のように女性の志望者があり、その入学と卒業は、地元の新聞紙上を賑わせた。

法文学部の授業は、徹底した自由聴講制で、科目の履修・試験も選択科目を主とした単位制で行われた。学部内は、法、文、経の3科に分かれていたが、しかしこれは正式な学科課程ではなかった。ただ卒業の際の学士号は、学生自身の取得した単位に従って、法学士、経済学士、文学士の称号が与えられることになっていた。

前述したように1928年(昭和3)、九大法文学部は最初の卒業生を出す。この頃になると法文学部を巡る社会の状況は大きく変化した。金融恐慌をはじめとする不況は、未曾有の就職難をもたらし、学生の間にはマルクス主義が流行して、学生思想問題が活発化した。不況の最中に卒業した法文学部第1回生の就職率は、わずかに20パーセントに過ぎない。『概況』が刊行され、法文学部第1回生が卒業した1928年3月には、法文学部の石濱知行、佐佐弘雄、向坂逸郎等4教官が辞職させられ、学部学生・生徒からも5名の放學・退学者を出したいわゆる3・15事件が起こった。また前年の秋からは、法科教官同志の感情的対立が内紛化し法科関係の6教官が辞職に追い込まれる「法文学部法科内証事件」も起きていた。これらのいわゆる「九大事件」により九大の法文学部は合計10名の教官を失い、同学部の教育・研究体制は壊滅的な打撃を受けることになったのである。

『九州帝国大学法文学部概況』が刊行されたのは、ちょうどこのような時期であった。

九州大学史料収集・保存に関する委員会名簿

委員長	○人環研	教授	新谷 恭明	医 短	教授	中野 武彦
副委員長	○医学部	教授	多田 功	医 病	教授	野瀬 善明
副委員長	○石炭研	教授	東定 宣昌	歯 病	教授	池本 清海
	○文学部	助教授	佐伯 弘次	生 環	助教授	北野 雅治
	○法学部	教授	植田 信廣	熱 研	助教授	林 靜夫
	○経済学部	教授	荻野 喜弘	情 セ	助教授	岡村 耕二
	○理学部	教授	青木 義和	ア イ セ	教 授	大崎 進
	歯学部	教授	坂井 英隆	中央分析	助教授	坂下 寛文
	薬学部	教授	前田 稔	遺伝情報	教 授	服巻 保幸
	工学部	教授	井澤 英二	留 セ	助教授	清水 百合
	○農学部	教授	横川 洋	有 化 研	助教授	稲永 純二
	シ 情	助教授	正代 隆義	大 教 セ	助教授	長野 剛
	○比文研	教授	有馬 學	先 端 セ	助教授	中島 寛
	数理研	助教授	福本 康秀	○大 型	教 授	廣川佐千男
	総理工	教授	中島 秀紀	図書館長		有川 節夫
	生医研	教授	木村 元喜	副学長		柴田洋三郎
	応 研	教授	高雄 善裕	事務局長		板橋 一太
	機能研	教授	小山 繁			
	健 セ	助教授	峰松 修			
	言 文	教授	松原 孝俊			

○は専門委員会委員  
(1998年12月1日現在)

九州大学大学史料室名簿

室 長	人環研	教授	新谷 恭明	兼 任	比文研	教授	有馬 學
専 任		講 師	折田 悦郎	”	石炭研	教授	東定 宣昌
兼 任	文学部	助教授	佐伯 弘次	事務補佐員			馬場 恵
”	法学部	教授	植田 信廣				(1998年12月1日現在)
”	経済学部	教授	荻野 喜弘				

受贈図書一覧 (1998年4月～9月)

人間研究	歌集 原子雲	
西原忠毅訳	西原忠毅	1986
音声と意味—現代英語における語音感の研究—	頭韻いろはづくし—短歌を中心に—	
西原忠毅	西原忠毅	1995
歌集 英国の四季	歌集 青ふくべ	
西原忠毅	西原忠毅	1958
Ecology of Present-Day English	業績目録	
西原忠毅 (谷口雅基訳)	西原忠毅	1997
凡愚哲学	九州大学歯学部同窓会会報 第15号	
西原忠毅	九州大学歯学部同窓会	1998. 7
音声学概説	憤炎 合冊版 (1号～20号)	
西原忠毅	「憤炎」編集委員会	1982.10

ニューズ・レター No.9		同志社大学人文科学研究所・同志社社史資料室	
金沢大学50年史編纂室	1998.6		1998.7
東京大学史紀要 第16号		人文論集 第33巻第3号、第4号	
東京大学史史料室	1998.3	神戸商科大学経済研究所・神戸商科大学学術研究会	1998.3
東京大学史史料室ニュース 第20号		梅花学園学園史研究 第5号	
東京大学史史料室	1998.3	梅花学園学園史研究会	1998.6
名古屋大学史資料室ニュース 第5号		愛知県公文書館だより 第2号	
名古屋大学史資料室	1998.9	愛知県公文書館	1998.7
井上円了センター年報 第7号		MUSEUM KYUSHU 第59号、第60号	
東洋大学井上円了記念学術センター	1998.7	MUSEUM KYUSHU編集委員会	1998.2、1998.5
サティア《あるがまま》 第31号		文書管理通信 No.39	
東洋大学井上円了記念学術センター	1998.7	文書管理通信編集室	1998.7
新島襄の書と絵			

#### 大学史料室日誌抄録 (1998年7月～12月)

8.19 (水) 久留米工業高等専門学校関係者3名、年史編纂の史料調査のため来室。	11.25 (水) 豊島賢太郎氏より史料寄贈。青野正男名誉教授より史料寄贈。
9.4 (金) 折田講師・馬場事務補佐員、福岡市総合図書館文書資料課視察。	11.26 (木) 斎藤文男名誉教授より史料寄贈。
9.24 (木) 第20回大学史料室運営委員会開催。	11.30 (月) 高柳素夫名誉教授より史料寄贈。
9.29 (火) 折田講師、全国大学史資料協議会1998年度総会・全国研究会参加(～10月2日。於愛媛大学)。	12.7 (月) 倉恒匡徳名誉教授より史料寄贈。
9.30 (水) 『大学史料室ニュース』第12号刊行。	12.11 (金) 鹿児島女子大学二見剛史教授、年史編纂の史料調査・視察のため来室。二見教授より史料寄贈。
10.14 (水) 倉恒匡徳名誉教授より史料寄贈。	12.14 (月) 三原啓介氏より史料寄贈。
10.16 (金) 折田講師、1998年度後期全学共通教育科目(周辺教養科目)として「九州大学の歴史」開講。	12.16 (水) 名古屋大学史資料室山口拓史氏、視察のため来室(～17日)。
11.11 (水) 折田講師、第24回全国歴史資料保存利用機関連絡協議会全国大会に参加(～13日。於沖縄)。	12.17 (木) 佐伯廣助・大嶋修氏より史料寄贈。
11.24 (火) 奥田八二名誉教授より史料寄贈。	12.21 (月) 松本達郎名誉教授より史料寄贈。研究協力課所蔵文書、大学史料室へ移管。
	12.25 (金) 早稲田大学大学史資料センター室員2名、視察のため来室。

九州大学大学史料室ニュース 第13号

発行日 1999年3月20日(年2回刊)

編集  
発行

九州大学大学史料室

〒812-8581 福岡市東区箱崎6-10-1

電話・FAX (092) 642-2292

Archives of Kyushu University

印刷 ㈱サカプリンティング